

一般社団法人美しい伊豆創造センター会費規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人美しい伊豆創造センター（以下「この法人」という。）定款第8条の規定に基づき、本会の会費又は負担金（以下「年会費」という。）に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程による用語の定義は次の通りとする。

(1) 市町会員とは、正会員のうち地方自治法第1条の3第2項に定める市町村をいう。

(年会費)

第3条 この法人の年会費は、会員の種別に応じて、次に掲げるところによる。

会員種別	年会費
(1)市町会員	理事会で別に定める額
(2)市町会員以外の正会員	2万円以上
(3)賛助会員	5千円以上

(納入義務の発生日)

第4条 年会費の納入義務の発生日は、毎事業年度の4月1日とする。

(納入時期及び納入方法)

第5条 年会費は4月1日から翌年3月31日までを1年度分とし、この法人から年会費の請求を受けたのち、法人が指定する期日及び指定する方法により当該年度分を一括して納入するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市町会員は、毎年度4月及び10月に年会費の2分の1をそれぞれ前納するものとする。

(中途入会の年会費)

第6条 年度の中で入会した会員のその事業年度の年会費は、次の各号のとおりとする。

(1) 入会日が4月2日から12月31日までのものについては、規定の年会費の額とする。

(2) 入会日が1月1日から3月31日までのものについては、免除する。

(変更)

第7条 この規程は、定款第13条の規定により、総会の決議によって変更することができる。

附 則

この規程は、この法人の設立の登記の日の翌年度の会費から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。